

## 平成31年度税制改正大綱（速報）

平成30年12月14日、政府与党により税制改正大綱が発表されました。今回の大綱でも、引続き消費税率の10%への変更を進める旨の記載がありました。その他皆様に関係がありそうな点を中心に、ご紹介します。

### I 消費増税について

今回の税制改正大綱では、その序文として、「財政健全化のために、**消費税率10%への引き上げを平成31年10月に確実に実施する**」とともに低所得者層への配慮から、**軽減税率の導入について明言**されています。

### II 法人課税

#### ①防災設備等導入時の減税(事業継続力強化設備投資促進税制)

中小企業の事業継続力強化のため、**必要な防災・減災設備の導入**をする際に、「事業継続力強化計画（仮称）」を作成し、その認定を受ければ、**当該設備について取得価格の20%の特別償却**ができる制度が導入されます。

#### ②研究開発税制の見直し

少子高齢化に伴う経済成長鈍化に配慮し、生産性向上のための研究開発税制を拡充しています。研究開発を行う一定のベンチャー企業について、現行法人税額の25%が限度とされる**税額控除額が40%まで引き上げられ、研究開発型ベンチャー企業に委託研究をした際にも、研究開発の範囲に含めることとされました。**

### III 個人課税

#### ①住宅ローン減税の適用期間延長

消費増税による住宅市場の冷え込みに配慮し、**消費税率10%で取得**した一定の要件を満たす住宅については、**住宅ローン減税の対象期間を現行の10年から13年に延長**します。

#### ②空き家の譲渡所得の特別控除の特例

通常、親が居住していた家屋を相続し、売却した場合には売却益から3,000万円の控除が認められていましたが、相続直前において親が老人ホームに入所していた場合、居住とされず、控除がなかった制度が**老人ホーム入所後、一定の使用状況にあれば、居住として控除が認められる**ようになりました。

#### ③民法改正に伴う処置

民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、**相続時精算課税の受贈者などの要件が20歳→18歳に変更**されます。

### IV 資産課税

#### ①特定事業用宅地等の小規模宅地等の特例の見直し

個人事業主が事業の用に供していた宅地等については、一定の面積要件等のもと相続の際に**80%評価減**を行うことができる制度について、**相続開始前3年以内に事業を開始した場合は特例の対象から除外される**こととなりました。

（当該宅地の上にある**事業用減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は除かれます**）

#### ②個人版事業承継税制の創設

個人事業主の相続の際は、法人の自社株のように納税猶予の制度がありませんでした。

青色申告をしている**個人事業主について**、特定事業用資産を相続又は贈与で取得し、事業を継続する場合には、一定の要件のもとその**相続税、贈与税について納税が猶予される制度**が創設されました。

（上記の**納税猶予を選択**する場合には、**①の特定事業用宅地の特例は選択することができません**）

※税制改正大綱は政府与党案ですので、国会での予算審議後、法律として成立し、施行されます。